

## 徳島地方裁判所委員会（第7回）議事概要

### 1 開催日時

平成18年10月26日（木）午後2時から午後4時

### 2 開催場所

徳島地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

阿部正幸委員，植田和俊委員，酒井ツギ子委員，塩月秀平委員〔委員長〕，高川准子委員，田村正明委員，中西一宏委員，早川幸延委員，和田眞委員

### 4 議事

- (1) 開会
- (2) 所長あいさつ
- (3) 委員紹介等
- (4) 意見交換，テーマ「民事訴訟における専門家の意見聴取」  
下記5のとおり
- (5) 次回開催テーマ  
追って決定する。
- (6) 次回開催期日  
平成19年2，3月頃
- (7) 所長あいさつ
- (8) 閉会

### 5 意見交換について（■委員長，○委員，●主に説明を担当した委員）

#### 【導入】

（■：テーマについての導入的な説明がなされた。）

今回は、「民事訴訟における専門家の意見聴取」ということで，率直な意見交換をお願いできればと思っております。平成13年に出されました司法制度改革推進委員会の意見書においても，裁判員制度等の一般の国民の司法参加の必要性とともに，専門家の意見を聴取することの重要性が強調されているところです。

#### 【前提としての説明－1】

（●：次の内容の概括的説明がなされた。）

##### 1 民事訴訟と専門的知見

- (1) 民事訴訟の運営の仕組み
- (2) 審理に専門的知見を必要とする民事訴訟（医療関係訴訟を中心に）
- (3) 専門的知見を必要とする民事訴訟についての問題意識

他の通常訴訟事件に比べ，審理に長期間を要する。

##### (4) 専門訴訟長期化の要因

裁判官や訴訟代理人が専門的知識に乏しく，専門家から専門的知見を得るための鑑定手続に時間がかかる。

①事案に適切な鑑定人を確保するのに時間がかかる。

②鑑定人が多忙であることや鑑定書の作成に多大な労力を要することから，鑑定書提出までに時間がかかる。

## 2 医療関係訴訟

### (1) 徳島地方裁判所における医療関係訴訟の状況

医事関係訴訟の概況について、平均審理期間が大幅に短縮されたなどの説明がされた。

### (2) 専門家の意見聴取の方法

#### ア 鑑定

徳島地方裁判所医事鑑定人候補者推薦委員会の活動

徳島地方裁判所医事関係訴訟運営向上協議会の活動

いずれも徳島大学医学部附属病院等の医師や弁護士から構成され、これまでに9回、14人の鑑定人候補者が推薦され、推薦されるまでの期間も3か月程度と比較的短くなっているほか、鑑定人に選任されてから鑑定書が提出されるまでの期間も3か月から6か月となっている。

#### イ 専門家調停委員及び専門委員

地元の徳島の医師が候補者となることから、事件当事者の納得が得られにくい面もあると考えられ、活用は今後の課題である。

#### 【鑑定費用について】

■：鑑定費用を含む訴訟費用は、当事者の負担となります。特に、建築訴訟では、鑑定作業の実費がかなり高くなることもあります。鑑定費用は、事前に裁判所に予納してもらうこととなります。

これに対し、裁判所のアドバイザー的役割が期待されている専門委員にかかる費用は、裁判所が負担することとなります。調停委員も同じです。

#### 【鑑定手続の改善について】

●：鑑定人が鑑定書を提出してから後も、鑑定人が法廷において当事者代理人等から厳しい質問を受けることがあり、このことが鑑定を引き受けたくない理由の一つとも考えられていました。そこで、鑑定人の負担を出来るだけ軽減するために、民事訴訟法が改正され、書面で宣誓することや鑑定人に対する質問を、まず裁判所から行うこととされるなどしました。

#### 【刑事手続における鑑定人の確保について】

■：刑事手続においても、医事鑑定人確保のためのシステムや工夫はあるのですか。

○：司法解剖や精神鑑定以外の分野では、鑑定人確保のためのシステムはないと思います。

#### 【鑑定事項の工夫について】

■：従前は、鑑定人に丸投げするような鑑定事項も少なくなかったのですが、近時はかなり具体的な鑑定事項を定めるように工夫しており、このことも鑑定書が早く提出されるようになったことに関係しているかもしれません。

#### 【いわゆる私的鑑定について】

○：「当事者双方が提出した鑑定の結果が異なる」ということを耳にしたことがあります。どういうことなのでしょう。

●：鑑定には、当事者が私的に鑑定を依頼した結果であるいわゆる私的鑑定と訴訟手続

において裁判所が行う公的な鑑定とがあり，双方が私的鑑定を証拠として提出し，それによって審理に必要な専門的知見が得られたような場合には，訴訟手続の中で鑑定を行う必要がないこともあります。

■：地裁と高裁とで鑑定を行った場合など，公的な鑑定が二つあることもあります。

#### 【専門委員について】

○：専門委員の関与を必要とする事件とは，どのようなものなのですか。

●：最先端の技術により行った手術が対象となっているような事件では，争点整理を行うにも裁判官も当事者も審理の対象となっている内容を理解することが困難なことがあります。そのようなときに専門家として最先端の技術的な説明をしてもらうことなどが専門委員に期待されています。専門委員の身分は，裁判所の非常勤職員で，具体的な事件ごとに指定されます。もっとも，制度導入前に予想されていたほどには使われていないようです。

#### 【医療等の専門的知見を有する法曹の必要性について】

○：現在のところ，医師であり，かつ弁護士であるという人は，全国で10人くらいはいると思いますが，裁判官となると，さらにまれだと思います。

○：法科大学院が設けられたことによって，これまで法律を学んでいなかった医者等が法曹になるといったことが期待されているのでしょうか。今後，医師でありながら弁護士や裁判官でもあるという人が増えると，増え続けている医療訴訟の審理もやりやすくなるのかなと思うのですが，いかがでしょう。

●：法学部以外の出身者の給源として法科大学院が積極的に期待されているわけではないと思います。法曹の専門化がある程度進んだとしても，根本的に基本的に法曹に求められているのは，ジェネラリストとしての感覚だと考えられます。もっとも，理科系の知識や感覚を持った人が増えることは良いことだと思います。

■：広い意味での社会的知識という意味やそれを栄養にしてより広い視野に立つという意味では，法学だけを身につけているというよりは，いいのではないかと思います。

#### 【医療集中部について】

■：東京地裁とかでは，医療事件を集中的に扱う部があり，裁判所も医療訴訟に慣れている上，代理人の方も専門的に医療事件を受任しているそうです。したがって，専門の文献や私的鑑定を双方が出し合って，正式な鑑定をせずに裁判官が判断することも少なくないそうです。

#### 【専門家の協力者の必要性について】

○：自分のこととして考えてみると，素人にとっての専門訴訟は，専門家である相手と同じ土俵に立つに至るまでが本当に大変だと思います。時間，費用，知識が必要となる上，誰か専門家を探さなければならないとしても，探す方法すらわからない状況のまま大変な労力がかかるものだと思います。そのような素人のために専門家への橋渡しをしてくれるシステムがあればいいと感じます。

●：協力医と呼ばれる患者側の相談に乗ってくれる医師も存在します。しかし，訴える側でも，協力医とかに相談した上で主張を組み立てていく必要がありますから，弁護士に依頼しないと難しいのではないのでしょうか。

○：弁護士に依頼する決心をするまでが大変だと思います。医者を訴えるつもりで病院

にかかっているわけではありませんので、残っている少ないメモだけが資料となることもあるのではないのでしょうか。

- ：知合いの裁判官から聞いた話ですが、母親が亡くなった原因がどうも医療過誤にあるように思うものの、どうしようか悩みに悩んだそうです。結局、弁護士に依頼したところ、訴訟には至らずに解決したそうです。そのとき、事件を解決する立場と家族としての立場での気持ちの違いを実感したということでした。法律の専門家であっても、弁護士に依頼するまでの決心をするのが大変なことに変わりはないようです。

#### 【資料を収集する方法について】

- ：医療過誤があったときに、カルテ等の資料を見たり、入手する方法はないのですか。  
○：証拠保全という方法によって、カルテのコピーを入手することはできますが、それだけでかなりの費用がかかる上に、それを協力医に見てもらおうとなると、訴えの提起に至るまでに100万円程度の費用が必要となることもあります。

#### 【前提としての説明－2】

(●：次の内容の概括的説明がなされた。)

### 3 建築関係訴訟

#### (1) 建築関係訴訟の特徴

多数の数の瑕疵主張がされることや契約内容自体が確定困難なことが少なくない。このようなことから、今後、合理的な訴訟運営方法の模索が課題となっている。

#### (2) 徳島地方裁判所における建築関係訴訟の状況

近年、新受件数が増え続けているほか、鑑定を必要とすることも多くなっている。

#### (3) 専門家の意見聴取の方法

##### ア 鑑定

徳島地方裁判所建築建設関係候補者推薦委員会及び徳島地方裁判所建築建設関係訴訟運営協議会の活動

平成14年頃から取組みが始められ、徳島大学工学部教授や建築士、弁護士を構成員としており、これまでに6回、11人の鑑定人候補者が推薦されている。

##### イ 専門家調停委員及び専門委員

専門家調停委員に現場を見てもらい、争点の軽重の振り分けなどに関与してもらったり、建築士を専門委員として争点整理手続に関与してもらったりしている。

### 4 労働審判制度について

#### (1) 労働審判員－労使関係の専門家による意見聴取

#### (2) 徳島における労働審判

現在まで2件の申立てがあり、労働審判事件第一号事件は、調停は不成立となり、審判に至ったものの、速やかな審理ができた上、労働審判に対して異議の申立てはなく確定した。第二号事件は、係属中である。

#### 【医療訴訟と建築訴訟】

- ：建築訴訟では、個人の住宅の建築が問題となることが多いのですが、請負人側も小さな業者という場合もあり、鑑定料の支払いに困ることもあります。

- ：医療訴訟は、いくつかの要因が複雑に絡み合っているために、どの医療行為にミスがあったのかポイントを拾い上げるだけでも、困難なことが多いと思います。これに対して、建築訴訟は、入り口は素人でもできそうですが、それがかえって瑕疵主張を増長させて、複雑にしてしまうことも少なくないように思います。
- ：建築では本人訴訟もありますが、ここまでこじれる前に弁護士に頼んでいけばというケースもあります。
- ：医療訴訟は、見えないところで過誤が起こっていて、カルテ等の資料も手元にないことから、審理が長期化しているのではないかと思います。建築訴訟は、問題となっている部分が目に見えてわかりやすりので、訴訟を起こしやすいのかなと思います。このように同じ専門訴訟でも、少し違うのかなという印象です。
- ：建築訴訟では、瑕疵を山ほど主張していることがあります。専門家に関与してもらいにしても、ある程度整理してからということになります。

以 上